

オランダからの家きん卵の輸入停止措置の解除について

平成24年7月31日

平成18年3月、オランダにおいて鳥インフルエンザのワクチン接種が開始されたことから、同国からの家きん等の輸入を停止していたところです。

その後、同国において低病原性鳥インフルエンザの発生が確認されましたが、今般、同国における本病の清浄性が確認されたことから、本日、同国に対する家きん卵の輸入停止措置が解除されました。

なお、家きん及び家きん肉については、輸入条件の協議が行われていることから、引き続き、輸入停止措置が講じられます。

24 消安第 2227 号
平成 24 年 7 月 31 日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

オランダからの家きん卵の輸入停止措置の解除について

オランダから日本向けに輸出される家きん卵の輸入停止措置については、平成 18 年 2 月 23 日付け 17 消安第 12336 号消費・安全局長通知によりお知らせしているところである。

今般、オランダ家畜衛生当局から提供された情報により、同国における低病原性鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を下記のとおり解除するので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置を解除する対象品目

本日以降に採卵された家きんの卵及びその加工品

2 羽毛については、低病原性鳥インフルエンザの国内への侵入防止観点からの輸入検査時における消毒措置の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラの発生地域から輸入される羽毛については、引き続き当該消毒措置の対象となるので、留意されたい。

3 なお、家きん及び家きん肉については、現在、輸入条件の協議を行っているところであり、引き続き輸入停止措置を講ずることとする。